資料４－２

# ごみ焼却施設整備の基本方針（案）

## １．生活環境の保全に配慮した施設

- 最新の公害防止設備の導入により、施設の稼働による生活環境への負荷を極力低減します。
- 安定処理の確保に万全を期し、施設周辺の生活環境の保全に配慮した施設とします。
- 市民の環境保全意識の向上に資する施設とします。

## ２．全ての可燃ごみが処理可能である施設

- 糸魚川市で発生する全ての可燃ごみを確実に処理できる施設とします。
- 処理に複数の施設が必要でなく、人件費をはじめとする維持管理費が多くかからない施設とします。

## ３．　可燃ごみの処理処分が市内で完結する施設

- 処理により発生する生成物の利用や、残渣の処分を含め、処理が市内で完結する施設とします。

## ４．循環型社会形成及び地球温暖化防止に資する施設

- エネルギー回収を推進するとともに、積極的に熱利用ができる施設とします。
- 多量の電力や化石燃料を必要とせず、エネルギー消費の削減が図れる施設とします。
- 地球温暖化防止に努め、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量が低減できる施設とします。
- 施設の稼働状況などの情報公開が積極的にできるよう、施設見学がしやすい施設とします。